

太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 20 号

太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、太子町文化財調査事務所（以下「事務所」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定め、本町の埋蔵文化財の発掘及び調査、研究並びに出土品の整理及び保存を図り、もって郷土文化に対する愛着と誇りを醸成することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太子町文化財調査事務所
- (2) 位置 太子町福地 132 番地 1

(業務)

第 3 条 事務所は、その目的を達成するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 埋蔵文化財の発掘及び調査に関すること。
- (2) 埋蔵文化財の研究に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の保存管理に関すること。
- (4) 出土品等の整理及び保存に関すること。
- (5) 埋蔵文化財に係る資料の収集に関すること。
- (6) その他事務所の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 事務所に必要な職員を置く。

(休業日)

第 5 条 事務所の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- 2 教育委員会が必要と認めたときはこれを変更し、又は臨時に休業することができる。

(開所時間)

第 6 条 事務所の開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、開所時間を変更することができる。

(施設等の管理責任)

第 7 条 教育委員会は、業務を円滑に運営するため、施設、設備、備品及び保管資料を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(保管資料の利用)

第 8 条 事務所が保管する出土品及び収集資料並びに図書等を、研究その他の教育的目的のために利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。